

1. 件名：「日本原燃(株)の保安規定変更認可申請に係るヒアリング（濃縮施設(1)）」

2. 日時：令和5年8月22日（火）13時30分～14時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、藤原主任安全審査官、小野安全審査官、横山原子力規制専門員

青森地域原子力規制総括調整官事務所

服部地域原子力規制総括調整官（青森担当）

六ヶ所原子力規制事務所

皆川事務所長

日本原燃株式会社

日本原燃株式会社 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部長 他3名

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）からの令和5年8月9日提出資料に基づき、以下の事項について確認を行った。

・「重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る規定の変更」に係る保安規定変更認可申請について

（2）日本原燃から、主に、以下のとおり対応する旨回答があった。

・申請に至るまでに行った課題の抽出、検討した内容、これらを踏まえた対応方針の整理結果等を明確にする。その際、保安規定の下位文書で規定する事項についても規定の方針を示す。

・誤記修正に関する事項については、令和4年8月3日の面談での内容との関連を含め、誤記であって保安活動への影響がないこと等を明確にする。

## 6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

## 7. その他

提出資料

なし

## 参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和5年8月9日）  
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設に係る保安規定の変更認可申請を受理」  
[https://www.nra.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000254.html](https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000254.html)
- ・ 令和5年8月9日  
「日本原燃（株）濃縮施設の保安規定変更認可申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月3日 日本原燃（株）濃縮施設の保安規定に関する面談  
<https://www2.nra.go.jp/data/000400515.pdf>

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音開始しました。
0:00:05	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは、令和5年8月9日に申請があったウラン農畜施設の保安規定について、
0:00:16	8月9日提出の資料をもとにヒアリングを行うものというものになります。
0:00:21	規制庁が出席者を本庁からフジイワダヨコヤマ。
0:00:26	ウェブから。
0:00:27	コサクオノ。
0:00:29	と。
0:00:31	もうイソベとハツトリ、どっか私文書ミナカワ以上となります。
0:00:36	布田日本原燃から出席の紹介をお願いします。
0:00:42	日本原燃笹本でございます。本日の出席者ですが、デマチタテカッチサカモト4名でございます。
0:00:56	規制庁横山です。それでは議題の方なんですけれども、資料1では事前に一通り確認してますので、原燃の方から補足して説明が必要な、
0:01:06	事故等がなければ、資料の確認をスミダと思いますけれども、補足等ありますでしょうか。まず、介護してるんですか。
0:01:14	県サカモトでございます。特に不足等はありません。はい。
0:01:18	規制庁横山です。それでは、会合中の方から確認をしていきたいと思えます。
0:01:34	規制庁横山です。
0:01:36	そちらの介護収益は確認なんですけれども、
0:01:40	まずは個別のページで全体を当社、構成についてちょっと確認したいと思えます。
0:01:45	と、現在の資料の記載で、
0:01:48	だと、RI法の改正があったから変更しますというふうな内容で読める形になっておりまして、
0:01:54	きっかけとしては対応の改正であるということは、確かにそうなんですけれども、今回の変更そのものはこの改正があったから、並行しますというだけのものでなくて、
0:02:04	そもそもの保安規定のあり方を踏まえて、現状の濃縮施設の保安規定の記載をそのあり方に合うように変更するというものというので7月の面談でも原燃からそういった説明があって、

0:02:16	そのように認識していると、こちらでも理解しているところです。
0:02:22	ではありませんけれども先ほど、
0:02:24	お伝えした通り、現在の資料の下、記載がその保安規定のあり方の整理というのが見えてこない。RI法の改正があったので、
0:02:33	保安規定を変えますというふうな形になっているんですけど、この辺りの考え方について説明をお願いします。
0:02:42	表現でヤマモトでございます。趣旨は、今ご説明あった通りというふうに考えております。
0:02:50	資料のつくりとしましてはまず個人線量計の導入というのがあるという経緯があったということを踏まえて、
0:03:01	このポイント資料の3ページ目の方で、今回の規定のあり方というところの方を、3ページ以降の方で説明するというような形をとってございます。
0:03:15	ですので一番最初のところは本当導入といいますか個人線量計の導入があったと、いうことを言っているところです。そういう意味で経緯というところではしていただいたというところです。実際の変更は4、
0:03:30	ページ目のところで、あり方というところを踏まえて変えるというところを書かしていただいたという形にしています。以上です。
0:03:41	規制庁横山です。
0:03:43	構成については、
0:03:46	そういう形というので理解しましたけど、えっとですね面談時でもお話あったかと思うんですけれども、今回のあり方を考えにあたって
0:03:58	過去のソウノ濃縮の変更の経緯だとか、あと他の施設等の横並びについても、
0:04:04	明確に言及とかあったかと思うんですけれども、そのあたりについて、
0:04:09	こちらの会合資料には記載がないんじゃないかなというので読んで思ったんですけれどもその他についてはどうでしょうか。
0:04:21	ミギタサカモトでございます。ます。そういう意味ではそ補足説明の方では、少し触れさせていただいてますが、最後資料の方では、
0:04:33	今の通りあり方を踏まえて修正すると、いうふうな形にはちょっとなるのは事実でございます。
0:04:45	規制庁の藤原です。
0:04:47	まだすいません発言ありましたか。大丈夫ですか。
0:04:53	そういう意味とする経緯というところをちょっとあまりまとめすぎたかもしれませんが、4ページの(1)の5ポツの二つ名のところで、

0:05:04	少し書いたつもりではあるんですけどちょっとはしより過ぎなところはあ るかなと思います。はい。
0:05:12	規制庁の藤原です。先ほど横山からもありました通り、面談の中でお聞 きしている内容であると、まずきっかけをアライ法の改正に伴う運用の 変更。
0:05:25	その際に、ご自分たちの保安規定を見渡したところ、きちんとした整理 ができていたのであろうかということであり方を検討されて、
0:05:35	そのあり方をきちんと検討された上で、
0:05:39	その内容が確か面談のところにも書かれていたそれこそ江藤ヨコヤマ 申ししていた通り、
0:05:45	他の施設の再処理施設であったり実用量がどうなっているのか、あと自 分たちの保安規定の中で、今映していただいて4ページにあるような新 検査制度の時に、どういう整理をしていたのか。
0:05:57	いったことをきちんと検討したところ、こういう修正が必要じゃないかとい うふうに検討されて、
0:06:03	で、
0:06:04	今回この申請に至ったってところだと思うんですけど、ざっくりという と、今のこの会合資料については、
0:06:15	焦点が、そのRI法の方に結構偏っている気がして、実際に皆さんが検 討された内容っていうのの記載が薄いなと思っています。
0:06:25	なので、きっかけはあったにせよ、きっかけの部分はいいかと思うん ですが、そのあとどういう検討をされたのかっていったところをもう少し拡 充していただきたいなと思っているんですけどいかがでしょうか。
0:06:40	江口さんありがとうございます。そういう意味では県、検討の経緯とい いますか
0:06:47	今まで目アノた施設の何新検査とかを踏まえて、どういうふうに検討し て、今回こういうあり方ということを整理したのかということをお願いし たいと思います。以上です。
0:07:02	規制庁の藤原ですよろしくお願いします。その際に、今回、きっかけとな ったアライforの部分の導入について、今回の整理を受けると、こういう 形になりましたということで、
0:07:15	4ページ目の下の方に少し書かれているこういったところっていったとこ ろも記載されてくるのかなというような流れの認識なんですけどそちらに ついて大丈夫でしょうか。
0:07:28	はい。日本原燃真田でございます。承知しました。

0:07:32	規制庁の藤村ですよろしくお願いします。そういう意味で言うと、
0:07:38	2 ページ 3 ページで書かれている 1 ポツの部分っていうのが、もう少し整理をされて、2 ポツで書かれているような、あり方の検討のところ、
0:07:50	きちんと検討されたことをもって拡充して書かれてというような形になってくると思うんですけどその認識でいいですか。
0:08:00	4 件 3 億でございます。承知しました。
0:08:06	規制庁の藤村です。
0:08:08	とりあえず私からは以上ということで、横山さんに戻します。
0:08:13	はい。他にあれば。そうですね。すいませんコサクです。
0:08:18	ちょっとよくわからなかったので教えて欲しいんですけど。
0:08:27	なんですかね。
0:08:30	ない。もともと面談で内容わかってるからあれなんですけど、
0:08:34	RI法個人線量計かと言った後、
0:08:40	急に資機材ってくるのとか、
0:08:43	保安規定の影響とかってくるのとか、その繋がりが、
0:08:47	ヒトミでもわからないと思うんですけど。
0:08:56	そこも経緯としては、
0:08:58	書かれていくってことでいいですかね。
0:09:03	日本原燃さんフォローでございます。
0:09:06	代表の間、2 ページ目の(1)のところで、導入を踏まえて一番最後のポツのところ、これ重大事故にもこの線量計を伝えますと。
0:09:16	いうところ。
0:09:17	それでは、これ資機材って言ってなくて、次に項目でいきなり仕切ってくるじゃないですか。
0:09:24	はい。
0:09:26	他、そもそも重大事故じゃなくて大本の放射線管理っていうところがあるわけですよ。
0:09:33	それ、3 ポツ目で書いてありますけど、
0:09:38	3 ポツ目で書いてあるのがすっ飛ばして 4 ポツ目の話が、次の項目に来るとか、
0:09:46	何が何だかわかんない構成になってんですよ。
0:09:53	主なのでそもそもがその括弧認識材で、(3)の最初のポツd線量、一つ目じゃないか。

0:10:05	三つ目の(3)の三つ目のポツで、線量管理系の話があつてとかつていうことも含めて、
0:10:12	何か全体として、
0:10:13	これでももちろんいいんだよ。
0:10:17	の構成も整理をしつつ、
0:10:20	それでな、先ほど藤原が言ったように、
0:10:25	ここ現状に至るまでの、
0:10:28	保安規定としての経緯みたいなことがあつて、
0:10:32	課題みたいなところが抽出され、
0:10:37	施設、
0:10:40	他事業者はみたいな話とかがあつての分析があつて、対応方針の整理があり、
0:10:47	変更があるっていう。
0:10:49	ことに繋がるっていうのでいいんですかね。
0:10:55	様々承知しました。今ちょっと書き方としては導入があつて従来、主重大事故にも使うD機、重大事故に関わる資機材の規定がこうなつてて、伝播規定の影響として資機材の変更と、
0:11:12	線量計のほうの水並行あるみたいな形になってるんでちょっとその構成の方も含めて整理したいと思います。
0:11:22	はい。規制庁不足です。どんな感じなのか、完全なビジョンわかんないんですけど、括弧2、
0:11:30	いきなり資機材というよりは、(3)の話として、そのやりたいことっていうのがどういう保安規定の位置付けになるのかっていうのを整理をしてそれで、
0:11:40	検討の課題があり、
0:11:42	ということで、十分かなというふうには思いますけど。
0:11:46	そのぐらいの原因となつてるとつていうと、そのぐらいの原因となつてるとつていうところの本規定の経緯があつてということかと、ちょっと今話を聞いている中での部分ですとか、適宜整理していただければと思います。以上です。
0:12:03	私です。
0:12:11	規制庁横山です。
0:12:13	そしたら今と踏まえての対応等をお願いします。その他そちら会合資料の方で各自確認と、規制庁方ありますでしょうか。

0:12:30	規制庁の藤原です。この後、補足の補足説明資料とか、あと申請書なんかも確認していきたいと思っているんですが、5 ページ目の 3 で書かれている変更箇所とかっていうところは、
0:12:45	基本的に今の流れでいうと、今回、リバイスをかけたときに、入れる、入れないって、どういう整理になるか、ちょっと教えていただけますか。
0:13:01	ということですかちょっと聞いていて。
0:13:16	それは何かちょっと混線してるみたいですが、
0:13:20	ページ名の変更箇所の分を入れるかどうかというご質問でよかったですでしょうか。
0:13:28	規制庁の藤村です。はい。さっき流れを結構綺麗にするという話があったので 3 ポツ目はどうなるのかっていったところを教えていただきたかったですけど、いかがですか。
0:13:39	別で、先ほどの中出です。東映等あり方があって、こういうふうに削除した変更するということで選考の仕方としてこうなりますというところに同じように最後の方に出てくるのかなというふうに思います。はい。
0:13:57	規制庁の藤丸ですわかりました整理を踏まえて、こういったことになりましたってということで、これを載せられるということで理解しました。
0:14:06	はい。一応、
0:14:12	規制庁ヨコヤマです。そしたらこちらの資料確認については、
0:14:16	以上となりますので、
0:14:18	続きまして補足説明資料 1 の方の確認済みたいと思います。
0:14:28	位置付けによる、
0:14:29	センター
0:14:32	全体でって言わなかった、全体。
0:14:34	ていうか、
0:14:38	規制庁はすいません、ホスティングまず 1 含めて全体的な話のところからまずしたいと思います。
0:14:46	大きい話でこちらも会合資料の方とは同じなんですけれども、それぞれの 1234、説明が RI 法の改正があったからというに偏って、
0:14:56	いって、
0:14:58	あり方の整理が見えづらいものとなっているようによ。
0:15:01	思いました。
0:15:04	今別紙資料 1 の別添 1 とかで経営が説明してるところがありつつも、



0:15:10	過去の家、過去の濃縮施設の保安規定の変更のところだけの説明だったりして、他の再処理施設等の説明とのが抜けていたりとかということでちょっと整理社内を十分説明
0:15:23	できていない内容になっているかなと感じたところです。
0:15:27	確認なんですけど原燃の方ではこの資料で、
0:15:32	どこまでこう、何をどこまで説明するという考えで作ったのがちょっと確認したいと思います説明をお願いします。
0:15:45	日本原燃阪本でございます。基本的にはず。先ほどちょっと展開が当審査会の資料の前回と同じとほぼ同じになっていて、
0:15:57	となってます、カードの改正をきっかけにしてホアシ店の影響がある、どういうふうにあるかどうかというところで、
0:16:11	放射線管理の話と、あと、資機材に対する影響があるというふうに
0:16:18	医師でそれぞれの背反A-A四方というところを別紙別紙で細かい説明、
0:16:27	防災会議の方は必要ないという、変更は必要ないという整理と、資機材についてはあり方を踏まえて変更するというようなのを
0:16:40	別紙で示すような形に、の構成としてございます。
0:16:50	規制庁横山です。すいません。今のところは、
0:16:54	同1床の部分の説明に、
0:16:56	なるでしょう。
0:16:59	私の方のちょっと説明がうまく伝わってなかったかもしれませんけれども、
0:17:04	補足説明資料で01から04と四つ提出。
0:17:09	ありまして、それぞれでタイトルつけて、これに係る補足説明資料というので、
0:17:16	私、作っているところではあるんですけども、
0:17:19	それぞれの補足説明資料で、何をこう、
0:17:23	説明したいのかというのをちょっと確認したかったんですけども、例えば01は、
0:17:28	またイトウだ柔道家個人線量計の導入に量販店へ係る補足説明資料って、この資料は、どういったこと。
0:17:37	中身としてどこまで恒設これで説明しようというつもりで作ったのか、ちょっと書く。
0:17:43	説明をしていただければと思います。

0:17:48	日本原燃沢本でございます。木野委員、補足説明資料 1 の方はですね、先ほど審査会合資料とほぼ同じで
0:17:58	青の方の改正を踏まえて、保安規定のどこに影響するのか、それに対してどう対応するのかといったところを整理したのが、
0:18:08	補足説明資料 1 になっております。
0:18:11	補足説明資料 2 の方で、今回の変更に係ります、許可等の整合というところで
0:18:21	とけば整合に対しても、問題ないかというところのセアノ提示したものになります。
0:18:28	補足説明資料 3 の方がですねこれは審査基準との整合ということで、今回変更かけたところのが審査基準のどこに該当しているかというところの説明資料、
0:18:43	いうふうになっておりますんで資料 4 につきましては、今回営企適正化として衛藤農地管理委員会の
0:18:55	記載の順番等を他施設と合わせて変更したということで、それに関わる説明がちょっと説明しようよというふうになってございます。
0:19:07	大体以上になります。
0:19:10	規制庁の藤原です。
0:19:12	先ほどの介護資料での整理、
0:19:16	が、もともとRI法の改定、一部改定に関しての運用変更っていったところに結構焦点が当たっていて、前회가、
0:19:26	今回のあり方に対する検討というところの記載が薄かったですよねって話があったと思うんですけど、それを踏まえると、今回の補足説明資料って、
0:19:37	どうまとめるべきであったかという、今少し横山からもありましたけど、今回の補足説明資料ってやはり会合資料とともに整理されているので、
0:19:48	アライ方への対応っていったところにフォーカスが当たっていて、この補足説明資料でも、あまりあり方の検討についての記載が薄いと思っています。
0:19:59	そうした場合に、今回その 01 から出るような中で、
0:20:03	どこまで、
0:20:05	どこがどこでどういった記載内容を充実しなきゃいけないと思っているかっていったところをお聞きしたいんですけど、いかがですか。
0:20:14	日本原燃さんほどでございますご質問理解しました。そういう意味では先ほどの会議の資料と同様に

0:20:23	あり方の説明に関しては、説明資料 1 の中でちゃんとし、説明すべき部分でございますので、補足説明資料 1 の方も、
0:20:34	今の資機材の部分の内容のところ、記述させ、
0:20:43	審査会の中でもご指摘いただいた通り少し
0:20:47	充実させ、達成感をさせるようにしたいというふうに考えます。
0:20:53	以上です。
0:20:54	規制庁の藤原です。
0:20:56	江藤であれば先ほどの介護資料でのやりとりを踏まえて、その流れも少し検討してということですかね。今、
0:21:07	2 ポツの対応のところへもって、3 ページのところまで 2 ポツの対応があつて 3 ポツ目のところの影響確認っていうのはそのままいいような気がするんですけど、そのあと 2、
0:21:18	課題を抽出して、それに対してどういう検討を行ったかみたいなことが拡充されると思っていていいんですかね。
0:21:29	海老沢でございます。ちょっと、そうですね先ほど議論あつた通りだと思つています課題があつて評価して
0:21:39	どう対応するのかっていうのを踏まえてどう変更するかということに、の整理をしたいと思つています。
0:21:46	規制庁の藤原です。
0:21:48	はい。よろしくお願ひします。その時に今回も
0:21:54	4 ページのところ両括弧 1 で、別添 1 参照別添 2 参照というふうに整理をされて、その新検査制度の時の整理、
0:22:04	そういったところもさんざんぴオオクまれて、整理されてますけど、こういったところについては、新検査制度を踏まえて、した整理というところで言うと、
0:22:16	先日の面談、
0:22:17	の資料の中でもあつた他の部分の、点検頻度であつたりそういったところの表っていうものは、この時に綺麗にされていて、その様みたいなところも、ここの、
0:22:28	部分で追記されたりとかっていう形で整理されていくんですかね。
0:22:32	保安規定の中で、
0:22:35	おそらく今回、
0:22:36	整理をされて、SA 資機材の表についても整理しなきゃいけないというふうに思つたきっかけだと思つてんですけど。

0:22:43	他の部分が、検診検査制度の時に整理していた、そこはどのような状況で、今回それが、こういう状況だったからこう整理するんですみたいな流れが見れるような形で整理されると思っていいですか。
0:22:59	表現先ほどございますし、承知しました。今ここはちよ資機材に係る規定の変遷から入っておりませんで、そういうふうなみたいな、菅
0:23:12	新検査制度でやった検査検査項目のマーケットに対しても、説明する必要があるのもそちらの方も追加したいというふうに思います。資料の
0:23:24	さっき前段の説明に合わせてこちらの方も修正をかけたいと思います。以上です。
0:23:32	規制庁の藤村です。はい。全体の文章に伴って綺麗に整理していただけたらと思います。
0:23:39	その際に、先ほどの会合資料でもあったようなが施設との整理状況の比較みたいなところも、この資料の中で、
0:23:49	展開されると思っていいんですよね。
0:23:56	日本原燃阪本でございます。
0:24:00	はい他施設数の部分に関しましては面談資料でも海田等前段の面談し、資料でも入った通りですのでその辺も整理させていただきまちょっと具体のものを書くかどうかちょっと検討します。資料。
0:24:19	規制庁の藤村です。はい。面談資料にもあった通り実用炉の状況がどうなっていて、最初にもう、新基準、第1回目ぐらいまでは終わっているのもその状況を踏まえ、あと
0:24:31	そのあとに続く重大事故等への対応についての規定も踏まえてどういふふうに整理するかみたいなところを検討されたっていうところが、文章なり、
0:24:41	必要に応じて、こういった表であったりとかっていったところが追加されるかと思いますがその認識で大丈夫ですかね。
0:24:50	余計テラモトthe支障しました。
0:24:57	規制庁ヨコヤマです。
0:25:00	その方で対応の方お願いします。
0:25:02	続いてなんですけれども、所長。
0:25:10	申請者の方にも関わって、
0:25:12	変わってくるんですけれども、記載として、今回誤記修正としているもの、あるかと思うんですけれども、
0:25:21	うん。

0:25:26	聖書でいうと、新旧対照表で、変更でいうとこれと、記載の適正化(5)キ修正点で幾つかあるんですけど、
0:25:34	このうちですね、
0:25:38	新旧対照 2 ページ目のところ、
0:25:41	図面の方の誤記修正とあと、
0:25:43	3 ページ目にある火災防護計画をとると言っても後期修正なんですけれども、
0:25:48	こちらはこの部分だけで、
0:25:51	単に誤記中で抱え込む動きであることの理由とかについての記載が、それこそ、補足説明資料とか見ても書かれていないんですけどそちら、ここ、ここについての、
0:26:03	誤記であるということを説明する。
0:26:05	ことに対する考え方とかって、元だと整理してましたでしょうか。
0:26:13	大城根井ヤマモトでございます。
0:26:17	フックこのそれだけだとちょっと動きというところがちょっとわかりにくいかと思います。
0:26:24	ちょっと官報も今現行の官報の方でちょっと説明させていただければと思います。
0:26:34	原稿間、今回添付の 1 の火災自然災害の対応にかかる実施基準というところが、
0:26:45	今、今の現行の保安規定でいきますと 152 ページのところになります。こちらの方は 1 ポツとして火災で進んで 2 ポツのところ、
0:26:59	自然災害というフォローが A. 災害等の処理について書いてございます。この中で自然災害につきましては、
0:27:10	2 ポツの下に、
0:27:12	ちょっと激励、一番下のところに掛かってありますけど、加工施設の異常事象対策要領を作成して承認しますというふうに記載されていて、
0:27:24	これについては、2 点以上、そのあとの 2.4 の手順の整備というところで、これら地震等、ずっと下(7)、
0:27:36	までの事象にについてこの異常事象対策要領に定めるというふうにしてございます。
0:27:42	一方、一方で、2.5、定期的な評価の今回、沖となった(3)の部分に関しては、火災防護計画及び異常事象対策要領となつてまして、この余計な火災防護計画っていうのが入っているという状況です。

0:27:59	これにつきましては前回主変更かけたときに、この2ポツの自然災害の中に、外部火災を入れてまして、ドイツー当時岩瀬コサクです。
0:28:12	はい。内容一生懸命説明いただいたところで申し訳ないんですけど、一度面談で聞いてますよね。
0:28:20	いえ、こちらは、お話ししてないです。今回、多分見つけたものです。
0:28:27	そうなんですか。はい。下の是正をするというの不適合管理をされて、
0:28:35	警部表なんかをつけてっていう話を聞いて、
0:28:39	いる中には入ってないんですか。
0:28:41	俺は入ってませんでした。
0:28:44	そうだとする等、
0:28:48	何で不適合管理はしてないんですか。
0:28:56	D適合管理で話をしていたの3項目ありますけどその対応どうなってるんですか。
0:29:07	え。
0:29:11	上半分につきましては、今回不要だった部分とかいうのは、修正をかけてございますんで
0:29:22	申請に、だから、そういったところから含めて経緯としてちゃんと説明しようとしてないから、
0:29:30	内容をいちいち説明することになり、
0:29:34	これで大丈夫なんですかってまた同じように聞かれるっていうことなんですよ。
0:29:39	前の面談で大きいですとかって言ったときも何でも切っているんですかって聞かれるまで説明しようとしなかったじゃないですか。
0:29:48	なんでそういう姿勢を改めないんですか。
0:29:57	はい。
0:29:59	どっちでしたか。
0:30:01	規制庁コサクです。同じこと何度も言われるような組織って原子力事業者としてありえないですよ。
0:30:08	いうので
0:30:09	今後、しっかりと経緯とかを説明できるように準備をしてください。
0:30:16	すでに聞いている5件については、その時に説明しているということでその時の資料、官報に附属してる場所が、
0:30:27	だから、これ現状でいうと、我々は8月3日に説明を受けてる形になってますんで、
0:30:35	それを、

0:30:36	つけていただいて、
0:30:39	その時の説明事項について今回反映するものです。
0:30:43	というのがこれとこれとこれですと、それ以外にこういうものがあります。
0:30:48	です、いうものは
0:30:51	同じように誤記であることの説明があり、
0:30:54	で、
0:30:56	それがなぜ今なのだと。
0:30:59	いうことの経緯があり、
0:31:01	いうことで整理をしていただく必要があろうかと思えますけどよろしいですか。
0:31:07	4 ページサカモトでございます食しました。
0:31:17	規制庁ヨコヤマです。
0:31:20	概ね蜂谷町そういうので誤記であることの、
0:31:23	理由の説明とかがちょっと不足しているのかなというところで思ったんです。こちらについては
0:31:29	拡充、その説明を拡充することになるかと思うんですけれども補足説明書どれに、
0:31:35	入ってくるものと、
0:31:37	考えてますか。
0:31:41	兵庫県ヤマモトでございます。新たに作成させていただきます。
0:31:46	結局はその頭後補足の 5 番として新たに作る。
0:31:50	作って提出があるという理解でよろしいでしょうか。
0:31:55	園芸サカモトでございます。その通りでございます。わかりました。
0:32:04	規制庁八鍬です。他の部、
0:32:07	スズキでの確認なんですけれどもまた、
0:32:12	先ほどの新旧申請書新旧何のところになるんですけれども、
0:32:18	0、
0:32:19	とですね今度は新旧の 4 ページ目、6 分の 4 ところになるんですけれども、
0:32:30	現行の記載として、
0:32:34	1 ポツ 3 で、今回、
0:32:36	変更分というのは赤字している組織代表値資機材を表 1 に示す通り、廃止となっていて、その表の 1-1 について

0:32:46	表の一番下で表 1 重大事故に至る恐れがある事故に対処するために必要な資機材等、
0:32:53	というふうな記載やってるんですけども、ここの表の中、表のタイトルとした資機材等と書かれていて、
0:32:59	変更後の、
0:33:01	1 ポツ 3 の記載見ると、消防自動車、放射線測定機器類、
0:33:07	受水槽等の資機材、
0:33:09	を配備したっていうことが聞いてるんですけども、原因として現行の方ではこの資機材等の等っていうのは何を
0:33:18	想定して、
0:33:19	たものになりますかちょっと説明をお願いします。
0:33:31	ちょっとお待ちください。
0:34:26	日本原燃ありがとうございます。この表のタイトル自体は許可に合わせて、等というところを入れさしてもらってます。
0:34:38	ただ一応この表自体は増し、今の 1.3 の資機材の背景を踏まえて書いてるっちゃうところも踏まえて、この次第、この記載自体をしたいという書き方をさせていただく。
0:34:57	規制庁横山です。その表 1、
0:35:00	柿木サイトウ檀は許可にはササキたいということだ、なんですけれども変更後の機械で頭が消えた。
0:35:08	消えるという、消えた結果、
0:35:11	何ていいでしょうね。
0:35:15	規制庁の藤原です。許可、許可制法として、許可の許可整合というか、許可で資機材等とされていたっていうことなんですけど、じゃあその許可のときにはこの通って何を考えてったか教えて欲しいんですけど、いかがですか。
0:36:07	規制庁横山です。理念音声の届きますか。
0:36:12	はい。
0:36:19	規制庁横山です。と原燃の方大丈夫でしたでしょうか。ちょっとコアの状況が悪いのか。
0:36:29	今の藤原の質問に対しては大丈夫ですか。はい。
0:36:34	少々お待ちください。はい。
0:37:24	日本原燃坂本でございます。挙カーのというところですけど、こちらの資機材の表に対応して冬数とか、



0:37:39	式、イケダ以外の資機材といえますか資機材の保有数等、とか要領でもちょっと補足です。
0:37:47	はい。
0:37:48	説明間違ってるのでやめた方がいいですよ。
0:37:51	資機材等と言ってんだから資機材の何とかかんと言って説明でそもそも日本語としておかしいでしょう。
0:37:58	そんなもんとしておかしいもので許可してないですよ。
0:38:06	そっちました。
0:38:07	ちょっと確認させてください。
0:38:15	規制庁の内村です。では確認されるということで、その確認に基づいて、ここの記載も検討されると思っていいですかね。
0:38:24	必要な場合は頭を付けたりってということですか。
0:38:30	野辺でございます。
0:38:37	規制庁横山です。こちらこそ、対応をお願いします。
0:38:41	で、同じところ、
0:38:44	同じ、今度また表示のところなんですけれども、これ表1の中だと保管場所としては再処理事業所としてるところとかあと、
0:38:54	米印で廃棄物埋設施設と一部共用というふうな形で、
0:39:00	原稿が来るんですけども、
0:39:01	変更が表を削除することでこれらの基礎教養とか他の保管場所が他の施設にあるというものが、
0:39:08	見えなくなる形になるんですけども、このほかの
0:39:12	保管場所が深野施設になるとか他と共有している。
0:39:16	そういった資機材に関して、その旨が、
0:39:21	についてはどう手当し、
0:39:24	変更後の手当はどうなっているのかについてちょっと確認したいんですけども、説明をお願いしますか。
0:39:32	ホカホカの他の場所他にあるところをどういったところで、変更後は、
0:39:37	フォローしていくのかなというところが気になっているところです。
0:39:42	2 ページサカモトでございます。こちら2課こちらの表の方はですね保安規定の方から削除した場合におきましても、社内の規定の方で管理するということになりますので、

0:39:56	そちらの管理の方で規定をして管理するというふうにしたいというふうに考えてございます。
0:40:06	規制庁赤間です。そうすところの表が、ほぼほぼというか丸々同じ形で、下位文書の方に、
0:40:13	転記というのが書かれる形になるという理解でよろしいでしょうか。
0:40:19	OKです。おめでとうございます。サトウ 6 インチアベです。
0:40:23	規制庁の内村です。会合資料で少し、この整理の後はこちらになりますと、今回特に線量計の方では特になんですけど、
0:40:33	そういったことがどう整理されるかみたいなの。
0:40:38	おそらくつけていただけたという話だったかと思うんですけど、今回補足説明資料を見ても、文章で少し下位文書でっていう話が書かれているだけで、こういった形で、
0:40:49	本当に規定されるのかっていったところが見えてこないんですけども、これは 01 の方で、どういう状況かっていうのは見れるようになっていくんですかね、今までの流れからすると。
0:41:01	どうなんでしょう。
0:41:06	はい表面ヤマモトでございますし、しました。そういう意味では審査会合資料の方で、こういうふうな規定の仕方をするというところは書きましたが全体としてどういうふうにするかというところは見えてないけど、
0:41:21	ありますので、所則の方でちゃんとわかるようにしたいと思います。
0:41:27	規制庁の藤原です。では補足説明資料の方で、怪文書でどう規定されてるっていうところの様が見えるようになり、
0:41:35	真穴の保安規定の方では、そこまでの手当をせず、必要なものっていうのはこういったものでそれらを配備するんだって話にとどまるってことなんですかね。
0:41:49	はい。二瓶さんどうすんそのように考えてございます。
0:41:57	規制庁フクマです。
0:41:58	わかりました。
0:42:02	と組成でいったら、
0:42:07	次なんですけれども、私に聖書の 1 ポツ 3、
0:42:13	ちょっと戻っていただく。
0:42:22	少々お待ちくださいください。
0:42:33	あ、
0:42:35	規制庁以下ですいません。1 ポツです。また、新旧対照表の、
0:42:40	4 ページ目なんですけれども、1 ポツ 3 資機材の配備で、

0:42:45	先ほど変更では、
0:42:47	変記載の変更あるところの記載なんですけれども、資機材は低角課長は、UFシックス漏えいに対処するために必要な資機材及び
0:42:57	火災に対して必要な消防自動車これこれ。
0:43:02	の資機材を配備してなってるんですけれども、
0:43:05	このUFシックス漏えいに対処するために必要な資機材って、
0:43:10	この今回追加なる化学防護服とかって、含んでいるものですか。
0:43:17	ちょっと確認をします。ウェブ漏えいにおいてPAR5 クドウの使用シマ、また
0:43:27	ループ漏えいにつきましても、消防自動車での散水とかっていう手段もありますのでそれらも使用するということになります。
0:43:40	規制庁岩間ですね。だから、その今の記載ですというAFCくつろい対処で必要な資機材と、及びで、火災に対処する必要はなくこれこれの資機材というので、ここが並立になってしまっていて、
0:43:54	今回新たに、
0:43:56	変更によって、具体的に記載した消防自動車等が火災に対処するたびに使う資機材、
0:44:04	と。
0:44:05	になってしまうんですよというふうな感じに、書きぶり見読めてしまうんですけれども、
0:44:10	今のご説明ですと今回、次は消防車等もUFVI大井たい。
0:44:15	そうすると必要な資機材なるのであればこの部分の記載についても見直す必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
0:44:23	日本原燃坂本でございます。こちらの方は恐れのある事故でありますUF6の漏えい等火災の重畳という想定に対してつつて、
0:44:36	これらの資機材を配備するというふうに記載したというところでございます。
0:44:42	規制庁の藤原です。
0:44:43	現行法の文章を見ると、ULVI漏えいに対処するために必要な資機材及び火災に対処するために必要な資機材をっていうふうに書かれているので、単に今回記載の拡充したのが、後ろの資機材のところだけを整理され、拡充されているので、
0:45:01	UfCXもかかっているように見えないっていうのがヨコヤマからのコメントだと思うんですけど。

0:45:06	その点について、ところって、というFX漏えい及び火災に対処するために必要なみたいなどころではないんですかね。
0:45:19	兵庫県さんでございます。しましたわかりました。
0:45:22	ご指摘の、理解しました。
0:45:24	futureフジワラー応事実確認してるだけですので本当にそうなのかっていったところを聞いたかったんですけど、そういった理解でいいということですかね。
0:45:35	はい。
0:45:37	その通りになります。
0:45:39	規制庁の藤村です。であればこの文章、変更部分になりますけれどもこの文章、再考をお願いします。
0:45:51	規制庁コサクです。
0:45:54	今の口約束だけだとよくないので、
0:45:58	これなんだ、資料の2ですかね、許可後の整合の資料で、
0:46:05	見ると、
0:46:08	許可の方は重大事故に至る恐れのある事故っていうような表現になっているところを、保安規定ではUFJチェック数、
0:46:17	及び火災になっ
0:46:19	ているっていうところをもうちょっとちゃんとかみ砕くってことだと思ってるけど、もうちょっとちゃんと、
0:46:26	その部分従前からっていうところではあるんですけど、今の表現ぶりの修正ということもあるので、許可の時に重大事故に至る恐れって言ってたやつがその内訳がこういうふうになる場所こうなってます。
0:46:39	なので保安規定ではこういうふう書き下してますっていうようなことまでわかるように、
0:46:43	許可整合の方で書いていただいていた方がいいですか。
0:46:51	宮城院長ありがとうございますしました。
0:47:00	規制庁横山です。
0:47:02	私の方からの確認は以上です他の方から、
0:47:07	確認等ありましたらお願いします。はい。規制庁の藤原です。私から何点か確認したいんですけども、申請書の、
0:47:16	これは別紙で、変更の理由のところなんですけど、今回の会合資料とか、補足説明資料の見直しをされる。
0:47:27	はい。というか、今回どういう案件でしたっけっていうところで考えると、この文章ってこのままでいきますか。

0:47:53	でございます。一応こちらの方は今回の規定が資機材の変更ということ を踏まえて、そういう規定があった上で、
0:48:06	きっかけは、RI法ですけど、あり方を踏まえて、今回変えますというくだ りになっているかなというふうに思いますが、
0:48:19	割と考えておりますが、
0:48:21	いかがでしょうか。
0:48:22	規制庁のフジワラです。
0:48:24	はい。一応のことは書かれているかなと思いつつも、少しやっぱり、
0:48:31	もう少し規定になるのであればといったところありますね今回、じゃあ何 の、
0:48:35	申請だったのっていうのが次、若干軽部の方な記載になっているので、
0:48:42	とは思いますが、
0:48:45	結局補正がありそうな感じはするので、この辺も踏まえて考えていただ ければと思いますけど、検討していただければと思います。
0:48:58	平議員さんおはようございます。瀬下。
0:49:02	規制庁の藤原です。
0:49:06	次に、
0:49:07	前回の申請時に、
0:49:12	新規制基準の工事を踏まえた話があったりといったところで、かなり不 足は、
0:49:18	のところでは経過措置を設定したと思うんですけど、施工状況って、どう いう状態なのかお聞きしていいですか。
0:49:29	地区の方の施工状況につきましては、
0:49:32	すでに付則の3項までの施工は完了しております。最後の付則の4の 7事件使用前事業者検査等の
0:49:45	防火区長需要海野塾ジツウに施工することになります。こちらについ ては
0:49:53	報告書が発行された後に
0:49:56	提言をいたしますんで、今回の施行については10月1日の施行とい うところで基本的にそこまでに付則4の方は施行されると。
0:50:10	いうふうに今のところは考えてございます。
0:50:14	規制庁の藤原です。今の事業者検査とかの終了状況を踏まえると、こ の10月1日のこちらの施行までにはきちんと終了しているだろうとい う見込みっていうことですね4項に関しては、
0:50:29	井上さんとその当時の館。

0:50:32	規制庁のフジワラですわかりました。
0:50:39	申請書関係で、その他、規制庁側から何かありますでしょうか。
0:50:48	大丈夫ですかね。あと、
0:50:51	今回申請書等補足説明資料四つあり、
0:50:57	先ほど 0102 なんかに、
0:51:02	研究させていただいたところかと思っています。
0:51:06	それ以外に、IIIASの影響評価書もあったかと思うんですけども、こちらについて、
0:51:14	1点お聞きしたいんですが、
0:51:17	1ページ目の、
0:51:20	一番すいませんコサクです。
0:51:24	ごめん。ごめんなさいコサクです。IIIAS影響評価に入る前に補足のところでちょっと確認なんですけど、補足の23の許可整合を保安、
0:51:37	基準適合、
0:51:39	いうことについては今回の変更事項である資機材の話で書かれていて、本文の変更がQMSのところに、
0:51:51	ヒグチは何か組織のところになって、
0:51:55	その部分は、補足4でしたっけ。
0:52:04	はい。
0:52:05	になっているということなんですけど、許可整合、
0:52:09	なり、基準適合の方にこの部分入ってなくていいんですかね。
0:52:16	内容は変わらないっていうことは自明だからいいっていう感じで作られてるってことですかね。
0:52:22	表現がございます。一応そういう整理で書記載の適正化というところで、内容変わらないというところで江藤入れないようにしました。
0:52:39	先ほどの変更理由のところの(2)の方で、当社他施設する保安規定との整合っていうところ。
0:52:49	あって、
0:52:52	アビルサワムラございます。以上です。
0:52:56	コサクですわかりました。
0:53:02	それで合計のやつが、補足5になるんでしたっけ。
0:53:08	日本原燃さんどうぞ。その通りでございます。
0:53:12	はい、そうです。いや藤原さんどうぞ。
0:53:16	規制庁の藤原です。

0:53:17	IIIASの影響評価書の1ページ目、申請ないがないようなところですね。その時申請の概要とかは先ほどの関係で見直しが入る場合にはここも修正が必要かなと思いつつそこと連動させて、
0:53:32	いただくようにお願いしますということと、両括弧2の片括弧2の工事の用意っていうのは今回保安規定の申請なので、この項目自体いるのかなっていうところを疑問に思ったんですけどいかがですか。
0:53:54	日本原燃阪本でございます。今回の場合は、まさに自明というところで書かないというところはあるかと思えます。
0:54:07	うん。
0:54:07	そうですね。
0:54:08	発表だと思います。はい。
0:54:11	はい、規制庁でしたっけ。はい。
0:54:14	センターの藤原です。はい自明だけ一応今は念のために書いたっていうところかと思えますが削除されるということで理解しました。
0:54:22	よろしくお願いします。
0:54:23	で、また一つ
0:54:25	影響評価書に入れて欲しいというわけではなくて普通に事実確認したいだけなんですけども、今回先ほどの動きのような色塗りの動きがあったところなんですけど、
0:54:36	他の規定なんかも、その色塗りを綺麗にしたりとかっていうような作業ってされてないという認識でいいんですかね。面談の中で、以前のコキの面談をしたときには、多分保安規定の他の部分は大丈夫でしたっていうような整理とかお聞きしてるような気がするんですけど。
0:54:52	他の防護規程とかそういったところはそういった見直しは特段してなくて、そういう動きなんかも発生するような状況ではないっていう理解でいいんですかね。
0:55:05	現在サカモトでございます。
0:55:09	本規定とかそちらの方では色塗りの変更とかはしておりません。ただ、もともと本規定等は、私ちょっと、
0:55:19	後で確認しますが、一緒に種のこういう表記自体、あの辺表記自体がなかったように記憶してます。
0:55:28	後で確認しますが、基本は
0:55:32	いろいろ変更しておりません。

0:55:35	規制庁の藤原です。確かに防護規定なので立ち入り制限区域とかその防護区域境界とかそういったところが、フォーカスされる部分だと思えますので、そもそもこういった一種 2 種ってというような色塗りの塗り分け、
0:55:47	あるような、図がないのかもしれませんが。ただ適宜確認をしていただいて、そういったところを生じるようなところがないということを確認いただけたらと思います。よろしくお願いします。
0:56:00	梅木さん、別所木内。
0:56:18	提供ヨコヤマです。他、規制庁方確認等ありますでしょうか。
0:56:31	規制庁横山です。それでは 1、
0:56:34	これで 1—資料の確認終わりましたので、
0:56:38	現状の方に振り替えの方お願いしたいと思えますけれども、振り返りをまとめの時間とかは必要でしょうか。
0:56:49	ちょっと所長お待ちください。
0:57:34	規制庁横山です。まとめに時間が必要な、必要であれば全然取っていただいて構いませんので、どうぞ。
0:57:41	とりあえず 10 分ぐらい必要ですって言った時は 10 分後に振り替えて再開しますけれども、状況といった感じでしょうか。
0:57:49	いいです。それでは 1 回言います。まずはすいません。補足です。
0:57:58	いきなり振り返りに入るんであればちょっと一つコメントし忘れたので、
0:58:03	コメントというか確認なんですけど、IIIASのやつで査察活動の影響の有無っていうところで、
0:58:12	等、
0:58:13	流域図に説明、操作説明を行うため影響がないということ言われてるんですけど、
0:58:20	ガラスバッチの運用が 10 月から始まりますよっていうのは SG 室 IAEA とかには言われてはいないんですか。
0:58:31	現在サカモトでございます。こちらにつきましては数で終局的に
0:58:39	個人線量計使った定義の方を、收入的に始めてまして、その中で、
0:58:48	入所していただいた IM サービス担当にも埋めて操作を指導し、説明させていただいてるという状況でございます。
0:59:00	わかりました。もうすでに説明しているってことですね。
0:59:04	はい。
0:59:06	はい。ちなみに、
0:59:07	ガラスバッチは IAEA の方とかは、自分たちのものではなくて、貸与してるんですか。



0:59:15	2億円ヤマモトでございますからそっちの方はIAEAの方で準備したガラスバッジを使っているということです。入るときにちょっとガラスバッジを識別タグっていうのがちょっとありましてそれをかざさなきゃいけないっていう操作がちょっと一つ増えるので、
0:59:31	そういう説明をしたいと思います。はい。
0:59:34	それを、
0:59:36	ごめんなさい。
0:59:43	ガラスバッジをこの人が作ってますよっていうチェックをするって感じなんですか。
0:59:57	日本原燃型です。
0:59:59	ですねガラスバッチお持ちいただいたガラスバッチだけだとちょっと、
1:00:04	結構に困るので、我々の方からですね、洗浄のガスパーズを入れる、作ろうと言いますかね、
1:00:14	取りひもつきのものを対応してですね、それにICタグを入れさせてもらってですね、識別するっていうふうな形です。
1:00:25	以上です。
1:00:27	コサクです。
1:00:29	タグはわかりましたけどガラスバッチは、
1:00:35	IAEAのものだけで、
1:00:39	IAEAの人がガラスバッジを持ってきてちゃんとつけてますよっていうのを識別するためにその入れ物を貸与し、それに入れてもらってるの確認をして、出入り管理装置では、そのタグでチェックをしてるっていうことですか。
1:00:55	日本原燃タテです。おっしゃる通りです。
1:00:57	コサクです。わかりました。ありがとうございます。
1:01:00	振り返りどうぞ。
1:01:08	タケノサカモトでございます。審査会合資料の中で全体構成として
1:01:16	RIのか、法改正にちょっと寄りすぎてるところがあるって言いますので、今回変更に至る
1:01:26	経緯というところで課題を抽出して他施設の影響を踏まえて対応方針を決め、加えてそれで変更を、今回の変更に至った。
1:01:38	いうところをちょっと構成も含めて全体に見直しをかけ、記載を充実して見直しをかける。
1:01:46	いうところですよ。

1:01:48	補足説明資料の方も同様に、今のが、資機材の変更の部分に関する、今の
1:02:00	流れを踏襲して記載の充実を図っていきます。
1:02:05	あと
1:02:11	後です。
1:02:12	その説明資料1のところであと怪文書に対する規定というところで表1をなくすことによりまして、どういうふうに通ったものを下位文書で規定するのかといったところを補足説明資料1の方で明確にいたします。
1:02:31	あと、
1:02:33	今期につきまして、動きにつき申請書の動きにつきましては、新たに05ということでOS、説明資料を作ってその中で英語動きが
1:02:49	ある、前回の動きと、今回新たに発生した動きで何で動きなのかというところを、説明させていただき、SAをつけ、
1:02:59	いうところなんです。
1:03:00	あと申請書の中で
1:03:08	こっち、
1:03:10	申請書の実際のULの漏えい及び笹井のに対処するというところの記載については
1:03:21	修正なり検討修正等の検討をするということと、あと資機材等んっていうところの許可のもともとの考え方を踏まえて必要かどうかというところの原稿する。
1:03:35	いうところなんです。
1:03:37	あと、へ、都市変更理由の方の編、
1:03:43	あわせて今回の構成を踏まえて、変更理由の方、どうするかというところの検討をするということ。
1:03:54	で、あとSSSの評価書につきましては、
1:04:07	工事がないというところで本工事の部分の記載を削除させていただくと。
1:04:16	融度コードです。
1:04:20	4になります。
1:04:25	90ヨコヤマです。振り替えとか全体通して規制庁側から何かありますでしょうか。
1:04:32	規制庁の藤原です。この、

1:04:36	何だろう、場所を修正するからではないので、どんだけもするんですけど、その他、規程類の図面関係とかの確認といったところもしていただけるという認識でいいですね。
1:04:50	うん。
1:04:53	はい。
1:04:58	規制庁コサクです。振り返りは項目確認だけじゃなくて、対応方針としていつまでにどうするかとかっていうことも含めたと思うんですけど。
1:05:22	それも違う。
1:05:30	内容をちゃんとしていて、どうするか。
1:05:39	審査会合が4日になりますので、その前までには修正が必要というところになりますので、
1:05:52	連日、
1:05:55	じよす、3、
1:05:58	水曜日ぐらいを目途にちょっと修正をかけたいと思います。
1:06:03	規制庁30、
1:06:05	ジュールです。
1:06:07	介護資料については、結構大幅に変えていただく流れになるんですけど、
1:06:14	もう1回ヒアリングとかで確認する必要はないってということですか。
1:06:27	規制庁コサクです。単純に私の要望でいうと、
1:06:31	月曜に出していただいて必要に応じて水曜なり目標なり、ヒアリングとかっていう、
1:06:36	十分に
1:06:38	てもらおうと。
1:06:39	オチアイがなく、
1:06:42	進められるかなと思うんですけど、できますかね。
1:06:46	弓削さんです。承知しました。はい。
1:06:50	北見。では21日に提出を予定し、いうところで作業を進めて参りたいと思います。
1:07:01	規制庁の城です。念のためですけど介護者だけじゃなくて意識つまりもう1回整理してもらえば出されるという理解でいいですね。
1:07:09	その通りでございます。はい。
1:07:23	規制庁横山です。ほか、全体通して規制庁何かありますでしょうか。
1:07:34	原燃側から全体通して何か連絡事項等ありますでしょうか。

1:07:40	日本原燃の土岐百瀬。
1:07:44	はい。
1:07:45	規制庁横谷です。
1:07:47	これで本日のヒアリングを終了します。録音を停止します。